

交通遺児等就学支援金規程

平成27年3月18日 制定

(目的)

第1条 交通遺児等の支援として、これまで、交通遺児等に対して助成一時金を支給してきたが、日本経済が長期低迷状態を依然として改善できていない状況から、交通遺児等就学支援金（以下「就学支援金」という。）制度を新たに創設し、交通遺児等に対する支援を一層強化する。

(定義)

第2条 この規程において、「交通事故」及び「交通遺児等」とは、昭和59年3月9日付け東ト財団規則第3号交通遺児等育成助成金支給規程第2条の定義による。

(支給対象者)

第3条 交通遺児等育成助成金支給規程の第5条による支給の申し込みをし、第6条による支給の決定を受けた者とする。

(支給の申請)

第4条 支給対象者は、毎年4月末までに、申請の対象であることを証明する書類を添えて申請を行わなければならない。

(支給決定書の交付)

第5条 支給の決定をしたときは、支給申込者に支給決定書を交付する。

(就学支援金の種類)

第6条 就学支援金の内容は、次のとおりとする。

- 1 未就学児支援金
- 2 奨学手当

(未就学児支援金の月額)

第7条 未就学児支援金は、未就学児を対象とし、月額5千円を支給する。

(奨学手当)

第8条 奨学手当は、次のとおりとする。

- 一 小学生については、月額7千円を支給する。
- 二 中学生については、月額1万円を支給する。
- 三 高校生については、月額1万5千円を支給する。

2 父母が死亡、又は重度の障害を負った場合は、前項の金額の2倍を支給する。

(義務教育終了祝い金)

第9条 奨学手当を受給している者が、義務教育を終了したときは、義務教育終了祝い金として3万円を贈呈する。

(支給時期及び支給方法)

第10条 支給時期は、9月及び3月の月初めとする。

2 支給方法は、交通遺児名義の金融機関口座に、それぞれ6か月分を振込むこととする。

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。